

平成24年9月14日（金曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

---

平成24年9月14日（金曜日）

---

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

---

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

佐藤宣明君

山内昇一君

星喜美男君

小山幸七君

及川均君

高橋兼次君

阿部建君

山内孝樹君

菅原辰雄君

大瀧りう子君

三浦清人君

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

総務課長

佐藤徳憲君

復興企画課長

三浦清隆君

復興事業推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長

佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明 君

---

事務局職員出席者

事務局 長	阿部 敏克
次長兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志

午前10時00分 開会

○委員長（西條栄福君） おはようございます。

9月定例会中ではありますが、本日の特別委員会開催に当たりまして、委員各位、関係皆様方のご協力に御礼を申し上げさせていただきます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は14人です。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会の進め方は、まず最初に、付託された「陳情9の1 南三陸町防災対策庁舎の取り壊しの延期と再考についての陳情書」と「陳情9の2 町役場防災対策庁舎保存に関する陳情書」の陳情2件を一括議題として審査し、審査終了後、「防災集団移転促進事業について」「高台移転地における産業廃棄物について」の2件を一括議題とし、担当課より説明をいただいた後、各委員からの質疑を受けるといような方法で進めていきたいと思ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

早速会議に入りたいと思ます。

それでは、「陳情9の1 南三陸町防災対策庁舎の取り壊しの延期と再考についての陳情書」「陳情9の2 町役場防災対策庁舎保存に関する陳情書」の2件を一括議題とし、審査いたします。

陳情9の1、陳情9の2に対し、各委員のご意見、当局に対し参考意見として伺いたいことがあれば伺ってください。

山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 おはようございます。

今、委員長が申し述べたとおり、陳情9の1、2について、あくまで参考意見として、当局、町長もおいでになっておりますので、お伺いをしたいと思ます。あくまで参考意見です。

まず、この9の1の「防災対策庁舎の取り壊しの延期と再考についての陳情書」、これは私ばかりじゃなく、配付されて皆さんお目通しのはずであります、この中で気になるところが

ございます。下から1、2、3、4、5、6、7行目からですか、「保存にしろ、撤去にしろ、正しい答えがないからこそ、議論を尽くした上で結論を出すべきだと思う」という、この文言がありますが、町長、震災後6カ月をしてからですか、職員の遺族のところを足を運ばれたということを聞いております。その際に、何人かに、防災庁舎の件について壊すべきだという家族の方の話を町長にされたそうであります。その際に、町長は、「壊します」というこういう返答をされております。で、この文言に重ねますと、「正しい答えがないからこそ」という、私はこの陳情に1点疑問を持ったものでありますが、言質として家族の方々から「壊します」というその言葉を聞いておりますが、町長に改めてこの陳情書とあわせてお答えをいただきたいと、このように思います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 陳情書の中身について私がコメントする立場にございませんので、そこはひとつ委員の皆さん方で受けとめていただきたいというふうに思います。

解体につきましては、再三再四、議員の皆さん方からお話を、あるいはご質問という形などで受けさせていただいておりました、ずっと私は同じことをお話ししてございます。

昨年9月に解体という話をさせていただきました。これは間違いのない事実でございます。

その後、基本的に、あとは解体事業につきましては県の事業でございますので、あとは解体の事業については県のほうに委託ということでございます。これは4月からスタートしたわけでございます。これはご承知のとおりだと思います。

3月で1年過ぎまして、私のほうに、「解体をやめていただきたい、保存していただきたい」という声も届いてまいりました。そういう状況でございまして、その後、この陳情書が出ましたように、8月になりまして、もう一度立ちどまって議論をしていただけないかというふうな陳情をいただいたわけでございますので、何回も言いますように、解体をしていただきたいというご遺族の気持ちも十二分にわかります。それから、残していただきたい、あるいは議論をしていただきたいと、そういう遺族の皆さんのお気持ちも、これも痛いほどよくわかります。私は何回も言っているように、ご遺族の皆さんの思いというものをしっかり受けとめたいというふうに思っておりますので、何回もこれまで言ったように、そういう形の中で、今後町としてどうするのかということを含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 3回までですか。（「はい」の声あり）確認します。あと2回ですね。

あくまで参考意見ということでお伺いをしました。

この後に、9の2では保存をするのですか、この方々が陳情書を提出しております。これも今回の委員会ばかりではなく、行政報告等、また、定例会の議会等の中で私は質問をしてまいりました。

で、これも参考意見であります。今回この2件、そしてまた、過日行政報告の中で町長の壊してほしいという遺族、この方々が11人ですか、確認をしておりますが、町長とご対面をしてお話をしたということを確認しております。その中でですね、これも参考なので確認をしたい点が1点ございますが、その思いたるもの、泣いて町長さんに訴えましたというそのご家族の方々の声も確かに私は聞いておりますが、その際に、「町長さんが」という言葉で聞きましたけれども、「壊します」というようなお答えをされておったか何か、これを確認しておきたいんです。どこまでその「壊してほしい」というご家族と、遺族の方々とお話を詰められたか、この場で確認をしておきたいと、このように思います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご遺族の皆さんには、今私が答弁したようなお話をさせていただいております。繰り返し、3回か4回ほど同じような話をさせていただいております。今お話ししたとおりの答弁をさせていただいております。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 ということは、「壊します」というようなことは言っておらないと、慎重に今検討しなければいけないという町長の今の答弁ですけれども、これまでね、そのようなお答えだったということでよろしいんですね。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、解体の町としての方針は変わらないということです。しかし、それまでは、解体の方向のお話をさせていただいたときには、保存していただきたい、あるいはもう一度立ちどまって考えていただきたいというご意見が、私のところには来ておりませんでした。

しかしながら、先ほど言いましたように、3月過ぎて、私のほうにそういうご遺族の方々のお話がありますので、その辺の方々のご意見も尊重しなければいけないというお話は、再三再四にわたってお話をさせていただきました。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 解体をしてほしいという遺族の方々に、今町長が答弁されたような内容のみお

答えをしたということですのでよろしいですね。わかりました。了解しました。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 大変難しいというか、非常に私もいろいろ揺れ動いているこの陳情書であります。

町長の方針ではもう解体すると、そういう方針になっていながら、8月10日には、この遺族の中でも、署名を見ますと23名の方が再考してほしいと、もう一度検討してほしいと、いろいろ議論を尽くすべきだと、そういう本当に私にとっては大変貴重な陳情書でないかなと思っております。

ここで、本当にすぐ解体、そして、また残すと、そういう結論はするべきではないと私は思っております。

陳情2についても、実は私も非常に悩んでこれを読んでいます。いわゆる広島原爆ドームを残した経緯もわかりますし、そして、その中で、現在、平和公園の中でいろいろこういんなものが残されて、皆さんそのモニュメントについて広島原爆の恐ろしさを残すということをやっておりますが、しかし、原爆ドームがあることによって、これは大きなやっぱりインパクトになっているなということも私は感じております。

この陳情1、陳情2に対しては慎重審議をしながら、やっぱりここで結論を出すべきではないと、もう少し皆さんの十分な、町民の意見も聞くべきでないかなと私は思いますので、私はそういうふうに感じました。以上です。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 遺族の若い人たち、あとその家族の人たちが、こういった形の陳情を出しているわけなんですけど、この人たちが知りたいのは、あの防災庁舎の上で何があったかということだと思うんです。町長は、あそこであったことを、いろんな形で小出しで私は話していると思うんですけども、やっぱり新聞とかメディア関係でしか、それしか見れない人がいます。それ以外の町民の方は、あの震災が起こった時点で、そういった情報が来っていない現実がありますので、一体あの防災庁舎の上でどんなことがあったのか、ぜひ町長に聞きたいと思えます。

今、議会はネットで配信されていますので、できれば、この中にもあそこで苦しい思い、悲しい思い、全ての思いがあそこにあったと思えますので、話せる範囲でいいです。私たち議員のほうにも、どういったことがあったか、できれば教えてください。お願いします。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 千葉委員もご承知のように、私は今、告訴という立場でございますの

で、この件については、警察のほうから詳細は話さないようにというお話をいただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 告訴は告訴として、それは、震災が起こってから、結局こういった結果になってきました。これはやっぱり町長の責任だと思います。その前に、あそこで30名の職員が亡くなっています。そういった現実が前にありました、告訴の前に。ですから、その発言というのは、今告訴されているからじゃなくて、現実的にあそこで何が起こったのかということだと思います。私は、被災当初ですね、志津川小学校から連写して、防災センターの風景をずっと私の会社には大きな形で写真にしてとっています。その姿があの実地だったと思います。そういった悲しい部分を町民に伝えないで、告訴されているから、それは町長の責任です。南三陸町長としての責任として、町民にそれを伝えるべきだと思います。それを、また告訴されているからということで、それは逃げでしかありません。告訴されているのは最近です。それは、町長の被災後の行動、その辺にあると思いますので、ネットでも流れた経緯もあります。そのメディアの写真もどういった形でネットのホームページですね、それに掲載された。そのデータもどことなくして流れて、NHKに載ったかもわからないとか、この辺も不透明のままで全部来ているじゃないですか。やっぱり少しでも、私は町長のほうにその辺、少しでもいいです、お聞かせください。お願いします。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 防災庁舎の屋上のことを町民の皆さんに広く知らしめるという必要は、私はないと思っています。私は、ご遺族の皆さんにお焼香に回った際に、聞かれた際にはあの上で何があったかということをご遺族の皆さんにはお話はさせていただいております。繰り返しますが、町民の皆さんにすべからくあの上で何があったのかということをお話をする必要は、私はないと思っています。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今この議場が、パソコン持っている方、全国にネットで流れていると思います。今そういった中で、遺族に話したので、この場で皆さんに話す必要はないと言っていました。今、前者が町民に、ここをどうするかということをやっぱり検討しなきゃいけないということの発言をされています。そういった意味合いでも、あそこで何が起こったかわからない限りは、町民も判断しようがないと思います。最終的には、あの防災センターをあそこに残して、庁舎の脇に残して、こういった結果があったことが一番の悲惨さを私は生んでいると思

ます。議員としてもここをどうするかというのは、あそこで本当に何があったかわかれば、この職員の家族の方も、ああこんなことがあったのかと、そういった意味合いで、こういった悲しい、つらい思い出の場所はもういいと、あのままの形は見たくない、そういった考えが私には出てくると思います。

だから、私は再三言っていますが、あの原爆ドームの話もしていました。あと、長崎の原爆のほうも視察、私は行きました。現実的には必要な部分もあるかもしれませんが、あの防災センターに関しては多くの方が亡くなっています。あと、長崎の普賢岳に関しても、火砕流によって埋没した建物はそのまま残っています。それは、なぜ残したかといえ、そこで人が亡くなっていないから、今遺構として残されているわけです。ただ防災センターに関しては30名の職員の方が亡くなっていて、あそこにはいろんな悲しい、つらい、苦しい思い出がいっぱいある中で、ここを議論している必要があるのかなと、残す意味って何なのかなと言ったら、手を合わせる場所が必要だと。手を合わせる場所というのは、誰が合わせるのかと言ったら、全国から来た被災地支援、その方だけだと思います。あと、時期ごとに3月31日になれば、皆さんが手を合わせます。私も手を合わせる機会は幾らでもありますので合わせていますが、ただそういった意味合いを考えても、やっぱり残す形を町長が示していけば、あそこの問題は解決すると思います。小っちゃいモニュメントにして、そして、皆さんの職員の方の思いを何かでもってテープにとって、こういった形のことがあったということで、被災地を訪れた方にこんな悲しい思い出があったということを伝えれば、あそこがなくなっても十分に伝えられると私は思います。

早目に決断を出して、暗い思い出があそこの中にはいっぱいありますので、その辺は、最終的には行政の決断だと思います。町民に語る前に、町長が何回も話している、壊すべき方向で考えている、それが1年延びるといような町に噂も出ています。1年延ばすことで、どこがそれがプラスになるんでしょうか。あそこで被災された職員、そして南三陸町で亡くなられた職員のことを考えれば、早く結果を出して、その後あれを遺構としてどんな形として残すかということ、町のほう、町長のほうは議論すべきだと思いますので、ぜひ予定どおりの解体と、解体するに当たってはこういった形で残すのかをしっかりと町のほうで考えて、もう議会に提案して、それでもって採択されて前に進むような形で、解体の方向を早くできればお願いしたいと思います。終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 こういった施設、震災に遭われた施設、各地区によりましてですね、いろんな

この残すべきか、残さざるべきかということが、今議論がなされております、各地区におきましてですね。

先般、河北新聞を見たんですが、これは8月26日、気仙沼市ですね、皆さん御存じかと思うんですが、鹿折地区に打ち上げられた大型タンカー船かな、鉄でできた船、鉄船ですね。その鉄船をそのまま置いたほうがいいのか、撤去したほうがいいのかということで、その河北新報社がアンケートをとったんですね。それが8月26日の記事として掲載になっております。

そのアンケートの結果なんですが、市民の9割の方々が撤去すべきだと、市民の9割の方が。それで、アンケートをとったのは市民だけでなく、観光客、市外、県外からおいでになった観光客にもアンケートをとったんですね。そしたら、その市外、要するに他県から来たあるいは市外から来た観光客の方々は、7割の方々が残すべきだというアンケート結果が出たそうであります。

まず最初に、市民の9割の方々が撤去をすべきだというそのアンケートに答えた内容を聞きますと、つらい記憶を呼び起こすので、とにかく見るのもつらいと、一日も早く撤去してほしいと、そういった理由なようです。それから、この観光客の方々ですね、その残したほうがいいという理由の中には、観光の目玉としてプラスに生かすという発想も必要ではないかという内容であります。

そうしますと、地元の方々でも1割近くの方々が残すべきだという理由があるんですが、その方々については、1割の全てではないんですが、やはりその観光業という、観光客を相手にする仕事をしている方々なんですね。要するに観光の目玉として、要するに商売として、お金もうけをしようとする目的で残すべきだという理由でこのアンケートの結果が出ておるんです。

次に、お隣の岩手県の陸前高田市ですね、二、三日前ですか、あの奇跡の一本松が切られたんですね。そこにたしか東北放送かあるいは東京のほうから来たのか、9月11日の深夜、ニュース23という、皆さんごらんになったことがあるかと思うんですがね、そのニュース23の記者が行ったんですね、で、その高田の市長さんに取材を申し込んで、松は一応切るとのことなんだけれども、そのほかに残すような施設はありますかという取材したところ、高田の市長さんは、犠牲者が出た施設は残さないと、ましてやそれを観光に利用するなんていうことは全く考えていないということを、はっきりと全国に発信いたしまして、私も大変すばらしいことだなと、人間味のある市長だなという大変感銘といたしますか、受けたわけであります。

それはそれとしまして、今回はこの二つの陳情書に対しての審査といたしますか、それで今や

られているわけではありますが、一つ目の再考してほしいという方々。先ほどもどなたか質問の理由についてのお話がありましたが、質問じゃなくて陳情書ですね、理由についての発言がありましたけれども、私もこの何ページですか、私が見ているのはこの議運のほうのを見ているから17ページなんだけれども、残してほしいと、存続についての趣旨、それから理由ですね、これを拝見したところ、建物をシンボルとして残したいと、その趣旨の中でですね。いろいろとその前にも前文がありますけれども、後世に語り継ぐ学びの場として云々ということで、建物をシンボルとして残したい。

それから、理由を見ますと、「新しく造る記念モニュメントは、震災があった事を伝える場とはなっても、震災を語るものにはなりません。『震災の生き証人』『震災を語るもう一人の語り部』として保存をお願いします」と、ここに語り部とか、語り継ぐとかという文言が随分出てくるんですが、そこで、担当課は産振課かと思うんですか、現在、我が町で語り部さんというんですか、名称は何というんだかよくわかりませんが、その方々が活躍なさって、観光客なり、いろんな団体の方に説明して歩いているというふうなことを聞くんですが、その内容的なことはどうなっているのかですね。私の知り得るところでは、観光協会に所属しているとか、あるいはホテルさんに雇われているとかと話を聞くんですが、そのホテルは一般企業でありますから何とも言えませんが、観光協会ということになりますと、毎年私どもも多額の補助金を出している関係から、事業としてとり行っているのかどうなのか、その語り部さんの事業をですね。それから、何人ぐらいでその語り部をする内容等、あるいは料金的なこと、担当課としても知っている範囲でいいですから、おわかりでしたらお聞きします。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 語り部ガイドの方々ですけれども、観光協会の職員ということではなくて、震災前に観光ガイドの育成ということを観光協会のほうでやっております、その観光ガイドの方々の中から今現在11名ほどだそうです、任意のグループをつくられて、それで、当町を訪れる際に、防災学習ですとか、あるいは命の大切さとかをテーマとして訪れる方々に対して、そういう防災プログラムの体験を実際に語って聞かせる、いわゆる語り部ですね、そういうような活動をしておられるんだそうで、それで、その旅行会社等からそういうようなテーマなものですから、そういう語り部の方を紹介してほしいということが観光協会の方に入りましたらば、語り部の方を紹介すると。で、料金的なものなんでございますが、まず、バスで来られる際に大体30人ぐらいが基準だそうです、その方々に対して1回3万円を頂戴するそうです。消費税つきますから3万1,500円になるんですけれども。それで、語り部の方

が、実際にそのバスが運行するコースの途中から恐らく乗られるんでしょうけれども、それで、バスの中でお話をしたり、あるいはいろんなその被災されたところだとか、あるいは観光だけじゃないものですから、そういうような場所でお話しすると。それで、紹介した観光協会のほうも、今度は別の車で担当者のほうが一緒について回ります。というのは、途中でその語り部の方が下りれば、今度はまた乗せて帰ってこなきゃいけないという、そういうようなことだそうなので、実際に語り部の方には、その3万1,500円の中から5,000円ほどが観光協会のほうからその謝礼としてお支払いになられると、そういうような状態のようでございます。以上です。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうしますと、この語り部ガイドという名称なんですね、この11名の方々。観光協会に所属ではなくて、観光協会から依頼されて、任意の団体か何かあって、そこに依頼されて、その依頼されたたびに、観光協会のほうから送り迎えされ、送り迎えというか途中から乗りますからね、それでお話をすると。バスのガイドさんというか、この震災のあったところを、観光客ですから震災の状況を見るに来るんでしょうから、そこでこういろいろと。

すると、今話が出ています防災庁舎に行っても、その説明とか何かはされているんでしょうね。そのほうは除いて、この観光ガイドして歩くのかどうなのか。その辺はどうなっているのかですね。

いずれにしても3万1,500円は、そのバス1台、旅行会社を通じて観光協会に入ること、一つの事業としてやられているわけですよね、事業として観光協会が。そうしますと、大変もうかりますね、観光協会。1回3万1,500円から個人さ5,000円やると、2万6,500円が丸々観光協会に、1回につき1台につきですからね、これは大変なことですよね。1回ではないの。バス1台1回でそうでしょう。かなり収入なんですよ。これは何だね、来年の観光協会の補助金を考えなきゃなりませんね。余りにもこれは大金が入っているから、町の補助金がなくても十分やっていけるんじゃないですか。これは考えなくちゃならないですよ。運営するに不足が生じるということで町が補助金を出しているわけですからね。これはちょっと考えものですよ。法人ですからね、法人、お金もうけをやる法人ですから、観光協会。前の観光協会とは違うんですから。大金入るんですね。個人も1回何分何時間かかるのかわかりませんが、5,000円という、時給にすると結構な値段になりますね。今、民間では最低賃金幾らですか、700円ぐらいですかね。大金入るんですね。

岩手県の遠野ですか、あそこは私も聞いたことがあるんですが、あれは皆、無料ボランティア

アでやっているんですよね。遠野の民話とかいろんな観光のツアーガイドをやっている方々は、地元の方が皆ボランティアでやられているようですがね。参考までのお話をしますけれども。

この陳情の中身なんですけど、とにかく保存してほしいという内容の陳情でありますけど、従来、町長もずっと、先ほど何回も同僚議員のほうにお話ししているように、解体するんだという意向でずっとしてきたわけです。だから、我々議会もですね、何回も何回も議会あるたびに、その質問があるたびに解体しますという話をしていたものだから、我々は解体するものだというのでずっと来たわけです。誰か、いや待ってくれと、議会の中から待ってくれと、それは考え直すべきじゃないかとか残すべきだという話を誰もしていない。皆さんそれを了としていたわけです。また、町民の方々も、これは解体するものだというのでずっと最近まで来てたったわけなんですよ。ここに来て、陳情書が出て、保存ということになって、遺族の方々もそういう話も出たということで、考え直さなければならないんじゃないかということの先ほど来の町長のお話ですけどもね。ずっとこの解体するということで来て、ここに来て保存とか再考とかという陳情書が出たから、考え方が変わってくるというか、そういうふうにとられても仕方ないのかなという感じするんですよね。実際そうなんですから。きょうは、まあこれは結論を出さないということで今進められているわけですけどもね。いずれにしろ、この陳情書の内容は、保存してほしい再考してほしい。この保存してほしいということになれば、その目的というものははっきりと町民の方々にお知らせをして納得をもらわないと、なかなか難しいんじゃないかなと思います。保存する目的ですよ、目的。どうもこの陳情書の内容を見ると、お金をとるためにしか私どもは判断できないの。お金をとるために残すのはいかなものかなという感じがするんですよね。だから、ここにも気仙沼の観光になるいいチャンスだと、観光客を相手にする商売している方々も、絶好のビジネスチャンスと捉えているわけですよ。だから、ただ、お金をもうけるために残してくれと言うと、なかなかこれはえげつない言葉になるから、何だかんだいろんな理由をつけて、きれいな言葉を並べるのは、これは当然のことですけどもね。どうもね、その目的がそういった事業のためになのかなという感じしか受けとめられないんですよ。

後世に語り継ぐ、風化をさせない、震災のね、これは大事なことです。大事なことなんですよ。私は、それをするなど言っているんじゃないんです。しかしながら、それを風化をさせない後世に語り継ぐために、なぜ防災庁舎じゃなくてはならないのかということなんですよ。その防災庁舎を残すゆえの目的というものをやはりきちっと町民の方々に説明をしないと、なか

なか難しいんじゃないかな。先ほどどなたでしたか、原爆ドームの話が出ました。広島原爆ドームは戦争によって行われて、人がやった戦争によってあいつたドームなんです。残すことによって、二度と戦争という過ちをしてはだめだと、それから、原子力爆弾、これもこういう悲劇が起きるからだめなんですよと言うために残したと思うんです。二度と戦争を起こしてはだめだということ、これは人災なんです。しかし、戦後何十年になりましたか。当時はDVDも、そういった後世に残すための器具ですね、そういったものがないがゆえに、現実に見せるために残したわけですよ。それが広島ドームなんです。しかし、戦後これまでに原子力爆弾で被害を受けたにもかかわらず、原子力はどんどん進んできて、利用してきています。原発ですね、やってきたんですよ。で、今回この広島ドームと一緒に考えてあの防災庁舎を残して、さて、津波は来ないんですか。これは人災です。こっちは天災です。一緒にするというのはいかなものかなと。後世に残すということ、語り継ぐということであれば、まだまだ別な方法も手段もいっぱいあるかと思うんです。

そこで、なぜこの防災庁舎でなくてはならないのかということになるわけです。町長、先ほどどなたかの質問に対して、あの防災庁舎の当時の状況、警察から告訴されているから、捜査の妨げになるのでしゃべらないでほしいというふうなお話がありました。私は、個人的にね、ずっと解体をずっと言っているのに延ばしているのは、もしかすると警察のほうから捜査のために残されているのかなというふうな感じも、とってあったわけなんです。今、県のほうに町が事業委託をしていますので、警察のほうから、県のほうが事業の解体のストップをさせられているのかなという思いもしておいたわけなんです。これは質問したって、なかなか捜査の妨げになるから言えないでしょうけれども、いずれにしろこの件に関しましては、先ほども言いましたように、残す目的というものをやっぱりきちっと打ち出さないと、説得といえますか、町民の方々には納得できないんじゃないかなと、そんな思いをいたしております。以上です。

○委員長（西條栄福君） そのほかご意見はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようであります。

お諮りいたします。陳情9の1、陳情9の2については、本日はこの程度にとどめ、再度本特別委員会を開催し、審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって、陳情9の1、9の2については、再度特別委員会を開催し、審査することに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時といたします。

午前10時42分 休憩

---

午前11時00分 再開

○委員長（西條栄福君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、「防災集団移転促進事業について」「高台移転地における産業廃棄物について」の2件を一括議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。

復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、防災集団移転事業の関係についてご説明させていただきます。

資料は、別冊の調査資料という資料をごらんいただきたいというふうに思います。

まず、1ページになりますが、各地区の地区別の管理表の概要を記載したものでございます。地区名の左側に丸で番号を振ってございますが、これが防災集団移転事業計画の番号となっております。一番下まで、長清水まで行きますと、地区数としては全体で20地区ということになってございます。

最後の20番の長清水地区につきましては、寺浜地区におきまして防災集団移転事業という集団の移転はございませんが、移転促進区域内の宅地の買い取り希望がございますので、最終的には、長清水・寺浜地区という地区名表示になっていくものと、現在のところ見込んでございます。

その横に、団地名として、上から下まで28団地を記載してございます。現在のところ、20地区、28団地という状況で進めてございます。

なお、まだ検討中の地区もございますので、地区の今後の合意形成の過程上、団地数がふえる可能性もございますが、おおむね30団地以内にはとどまる見込みとなっております。

その次、中央の欄でございますけれども、高台の住宅計画ということで、移転戸数等を記載したものでございます。ほぼ確定といえますか合意形成が図られている地区につきましては、確定の欄に確定の戸数、それと住宅の団地の面積を記載してございます。その横に、今後も引き続き合意形成を図っている地区の想定戸数を記載してございます。現時点といたしましては、確定戸数、想定戸数を足しますと1,104戸の面積的には約70ヘクタールの団地計画となっ

てございます。

次に、大臣同意のみなし（公表）という部分でございますが、これまで復興整備協議会におきまして、みなしの同意を得られたものについては黒塗りになっている地区でございます。そのほかに、14番志津川市街地。失礼しました。10番清水地区、14番志津川市街地、15番保呂毛・田尻畑、ここにつきましては9月目標となっておりますが、先般の行政報告でもご報告申し上げましたとおり、9月10日の復興整備協議会で同意を得られ、効力発生前のまだ公表していないという状況ではございますが、全ての地区20地区中、これらも含めると12地区の同意が得られている状況でございます。まだ同意を得られていない地区につきましても、そのスケジュールについては、10月目標あるいは10月以降目標という形で記載をさせていただいておりますが、引き続き同意が早く得られるよう作業を進めていくものでございます。

なお、一番右側に国交省事前協議予定ということで書いてございますが、この秋には国交省との事前協議だけは全ての地区において済ませたいという当課の目標で進めてございます。

次に、2ページ目になります。

移転事業計画の総括図でございます。

地区名で着色がある地区につきましては、復興整備計画等の公表を確実に予定をしているという地区でございます。先ほどの進捗管理表を平面図に落としたものという図でございます。

地区名の下に括弧書きで表示をさせていただいて期日を記載しておりますが、これにつきましては、災害危険区域の条例施行日予定を、または施行した日付を記載してございます。災害危険区域につきましては、最終的には今議会におきまして追加提案という形で、全地区作業を終了させたいという予定でございます。

次に、3ページ目をお開き願いたいと思います。

志津川の高台及び旧市街地の事業の手法について、それぞれ分けて記載したものでございます。志津川市街地につきましては、複数の事業の組み合わせで復興事業を行っていく関係から、この表をつくってございます。

志津川の東地区、このベイサイドアリーナ付近でございますが、東地区につきましては8月に、そして、中央地区につきましては9月に、津波復興拠点整備事業の都市計画決定を受けまして、現在、調査測量に着手し、年度末の事業認可を得ることで作業を進めてございます。

この図面の黄色い部分につきましては、いわゆる集団移転による戸建ての住宅用地、その上に赤斜線になっておりますのが災害公営住宅という表示でございます。

西地区、志津川高校裏でございますが、ここの地区につきましては9月10日に、先ほどもご

説明しましたが防災集団移転事業の国土交通大臣等の大臣同意を得られたということで、調査測量に着手をしていきたいというふうに考えております。

次に、旧市街地の部分でございますが、被災市街地土地区画整理事業ということで、先般の9月の都市計画決定をいただきまして、用地測量等を現在進めているところでございます。こちら、津波復興等と同じように年度末の事業認可を目指して作業を進めてございます。

なお、震災復興祈念公園、八幡川の右岸側いわゆる西側のほうになりますが、こちらの公園事業につきましては、復興庁との調整過程の中から、まずは都市計画決定というよりは、この公園のあり方そのものを検討すべきだろうという指導もございまして、現在のところ8月の交付金で基本計画策定の部分を手当てをしていただいておりますので、現在、基本計画策定の作業に着手をしているところでございます。その後、都市計画決定を受けて事業に向かっていくというスケジュールで現在のところ進んでございます。

次に、裏面になります。4ページでございます。

4ページ以降は、本日予定されております現地調査の地区の詳細の計画図を示したものでございます。

4ページは、志津川東地区あるいは中央地区の津波復興拠点整備事業あるいは防災集団移転事業、災害公営住宅整備事業についての詳細を記載したものでございます。

なお、現在の戸建て住宅あるいは災害公営住宅、これの戸数等につきましては、まだ計画段階でございまして、5月あるいは8月にそれぞれの意向調査をやっておりますが、その未回答部分の詰めをまだやってございまして、今後も区域の若干の見直し、そういったものも踏まえて進める予定になっております。現在は、あくまでも計画段階での戸数について記載をさせていただいております。

東地区につきましては、以前からご説明しておりますとおり、役場、病院などの町の復興拠点となる施設等も公益的施設として記載させております。

中央地区につきましては、子育てあるいは文教関係の施設、そういったものの配置を予定してございます。

次に、横になりますが、5ページになります。

こちらは志津川高校裏の志津川西地区の土地利用計画の概要図でございます。こちらにつきましても、災害公営住宅あるいは戸建て住宅、この地区全体で一応8.6ヘクタールの面積を予定してございます。

次に、6ページになります。

こちらは、寄木・葦の浜地区ということで、いわゆる先行地区の一つになってございます。寄木・葦の浜地区につきましては、用地測量等を終えまして、地権者との詳細の交渉に入っている段階でございます。そういった中で、地権者のいろんな要望もございまして、その調整を現在やっているところでございます。今後は、調整済み次第、土地の取得等の作業に入っていきますけれども、年度内中には造成工事に着手できるように鋭意努力しているところでございます。

詳細については、それぞれの現地調査の際、また現地のほうでご説明をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、続きまして、戸倉地区高台移転予定地産業廃棄物問題の経緯とした、この1枚ものの資料のほうをごらんいただきたいと思います。

ここに、これまでの経緯につきまして一覧表にまとめてございますので、これに基づいてご説明を申し上げたいと思います。

まず、平成24年4月27日、この日に現地で作業しております清水JVのほうから、土取り場において産廃と思われるコンクリートがら等を発見したということで、町のほうに報告がございました。町といたしましては、直ちに清水JVには事業発注者である宮城県へ報告するように指示を行うとともに、気仙沼保健福祉事務所に連絡をいたしまして、この産廃の対応についての指示を仰いでおります。

その報告を受けまして、5月2日でございますけれども、気仙沼保健福祉事務所の環境廃棄物班、こちらの担当者が現地確認のために来町しております。現場のほうには、宮城県の廃棄物対策課の現場監督員、それから清水JV、それから町からは総務課と環境対策課の担当職員が立ち会っております。

その結果として、現場からはコンクリートがら等の廃棄物が確認されております。ただし、目視によってその周辺を調査した結果、直ちに環境被害を及ぼすような有害な廃棄物については確認されなかったために、気仙沼保健福祉事務所の指導を受けまして、その廃棄物のある地域は除きまして、その周辺の山林からの土取り工事については継続して実施してもよいと、そのような指導を受けております。

さらに、7月12日でございますが、この日には、宮城県の廃棄物対策課の指導班、この産業廃棄物の担当課でございますが、指導班及び宮城県警の生活環境課、こちらのほうから担当者が合同の立入調査を実施しております。この際にも、町からは総務課、それから復興事業推進

課、環境対策課の職員が立ち会っております。

その立入調査で、現地の状況はもちろん確認したんでございますが、その後いろいろな今後の対応につきましても、県それから県警のほうからもいろいろ指示を受けております。その結果といたしまして、今後、町においても、この当該土地の沿革及び産廃の投棄にかかわっているだろう関係者からの聞き取り調査、これを実施の上で、県の廃棄物対策課のほうに報告をいたしまして今後の指示を仰ぐことと、そのようにしております。

同日、この立入調査の後で、役場庁内関係各課によります対策会議、これも開催して、今後の対応について協議を行っております。

その後、7月25日に県庁を訪問いたしまして、その当時の県の担当者との協議も行っております。

8月1日でございますけれども、8月1日に、町といたしまして関係者からの聞き取り調査、これを実施しております。これは、総務課と環境対策課合同で聞き取り調査を行っております。この関係者と申しますのは、昭和50年代当時の当該土地の所有者の方から事情をお聞きしたということでございます。

平成24年8月3日に、この町の行いました聞き取り調査及び当該土地の沿革等の調査結果を宮城県の廃棄物対策課のほうに提出しております。

それから、8月6日でございます。8月6日には、宮城県の廃棄物対策課及び宮城県警生活環境課、こちらの担当者が来庁いたしまして、今後の方針についてその際にも協議を行っております。

ここで、その席上で県の今後の対応についての方針的な部分の話がございまして、今後は、県では、この当該廃棄物について投棄の時期、それから投棄者、廃棄者ですね、それから廃棄物の種類及び数量を特定するために、現地調査及び関係者からの事情聴取を県警とも協力しながら進めていくと、その際には町と清水JVにも協力をしてくれるようにという依頼がございました。

それから、8月21日でございますけれども、この日に再度、県の廃棄物対策課、それから宮城県警生活環境課及び南三陸警察署からも担当者の方による合同の立入調査を実施しております。ここにも町からは3課の担当課が立ち会いを行っております。

そこで、また、さらに今後の対応策といたしまして示されておりますけれども、県では、この廃棄物の推計量を算出するために、現地測量を行ったデータをもとにして現場の堆積土砂の総量及びその中に含まれる廃棄物の含有割合等を調査した上で、その廃棄物の総量を算定した

いと、また、あわせてこの廃棄物の種類、内容ですね、これの調査を行うということとなっております。

町といたしましては、独自にこの周辺の環境影響調査ということで、早急に水質検査及び土壌検査、これを環境省のガイドラインに沿った形で実施して周辺の安全確認を行う、そのようにしてございます。

今後の見込みにつきましては、宮城県の廃棄物対策課の最終判断を待つことになるわけですが、県の廃棄物対策課といたしましては、宮城県警の捜査結果、これを今現在待っている状態だということでございまして、県警の捜査結果、それから県が独自に行います調査、それから町で行う環境影響調査、これらのデータも参考にされるとは思いますけれども、それらを総合的に判断いたしまして最終的にこの廃棄物の処分の決定をなされると、そのような現状でございます。

町といたしましては、今後この廃棄物処理につきましては、県の廃棄物対策課の指導に基づきまして適正に対応してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○委員長（西條栄福君）　　ここでお諮りをしたいと思います。

本日の予定では、担当課長の説明をいただいた後、現地に入る予定でありましたが、時間が半端になりましたので、ただいまの説明に対して質疑を受けたいと思います。

そして、午後、現地を見て帰ってきて、また質疑を続行すると、そういうふうな形をとりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

質疑は一括して行います。

山内昇一委員。

○山内昇一委員　1点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど課長の説明では、28ですか、今後30ぐらいですか、そういった団地が造成される予定だというお話のように受けとめましたんですが、あとわずかですね、数字的には。高台移転は町民誰でも望んでいるはずなのに、ちょっとこの辺で少しおくれといいますか、進まないのはどの地域といいますか、何が原因なのかなと思ったので、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（西條栄福君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君）　進んでいない地域というお話でございますが、進んでいないという言い方が適切かどうかちょっとわかりませんが、計画そのものを復興整備協議会等に

出す段階に至っていないというのは3地区ほど、まだございます。それが、おこなっているかおこなっていないかという部分については、決しておこなっているものという観点ではございません。ただ、原因も含めて、当然のことながら集団移転する方々のいろんな思いはございますし、土地の承諾が得られるかどうかという部分も並行しながら作業を進めておりますので、住民そのものの合意形成というよりは、その地域全体あるいは地権者との合意形成という部分も含めてやりながら進めているので、その分でおこなっては生じているという状況でございます。ただそれが、これでおこなっているという一言の表現で済ませられるかどうかという問題ではちょっとないとは思いますが。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 それでは、課長さんのお話、説明を聞きまして安心しました。

今まで土地の取得等についていろいろ問題がなかったのか。これからもそういった難しいところはないのか。例えば、今までも埋蔵文化財等で少しおこなった、あるいは場所を変えたという原因があったわけなんですけど、そういったことは今回支障はないのかどうか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 文化財とはちょっと直接はその部分には関係はないと思うんですけど、関係するとすれば、志津川の中央地区がどうしても作業スケジュール上も埋蔵文化財の調査の関係でおこなってしまうという部分はございます。そのほかの地区につきましては、その場所を変えたことによって改めて地域として、または町としてですね、道路も含めて用地の承諾が得られるかどうかという部分では、方向性がまた変わったということで改めて行っておりますので、それでほかの地区が文化財の影響を受けるということはないと思えます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員きのうも一般質問で若干お尋ねをしておりましたけれども、この提示されております防災集団移転事業の中で、今回志津川市街地のことでお尋ねしてみたんですけども、9月10日につまり大臣同意がなされたということで、一番被災地であります、あるいは高台移転の確定戸数も非常に一番多いところなんだけれども、これが、つまり3カ所候補地あるんですけども、その今の進捗状況といいますか、つまり大臣同意まで終われば、即、買収あるいは造成が始まるのかどうか、その辺を。

それと、つまりこの大臣同意を得られるための期日が7月、8月、9月、10月とあったんですけども、つまり目標ですね、同意を得られるための月の隔たりといいますか、同時進行するためになぜこの同意目標がなされなかったのか、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思

います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、1点目の志津川市街地の関係でございますが、志津川市街地の場合、東地区それと中央地区につきましては、都市計画事業の中での事業を行うということでございます。それと、西地区につきましては、都市計画事業ではなく、防災集団移転促進事業といういわゆる手挙げ方式の任意事業という位置づけでございますので、それらは今後の国との協議において非常に違いがございます。当然、都市計画事業になりますと、事業認可というものをいただかなければなりません。それに向けた関係図書の整備、用地の測量、そういったものを今後、都市計画事業においては行っていく予定となっております。一方、防災集団移転事業につきましても、詳細の設計等についてはこれから用地測量も含めて始まっているところでございますけれども、その後、事業認可という部分については特に必要がございませんので、環境が整えば、そのまま造成工事に移っていくということになります。

2点目の、なぜ各地区同時進行できないかということでございますが、簡単に言えば、各地区の合意形成上の熟度が違っているということでございます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木委員、ちょっとお待ちください。

ただいまの地震に際しまして、危機管理課長より報告をさせます。危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、ただいまの地震につきましてご報告いたします。

11時20分ごろ宮城県沖を震源とする深さ40キロ、マグニチュード3.9の地震がありました。当町では震度2というふうなことでございまして、この地震による津波の心配はございませんという内容でございます。以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員、続行してください。

○鈴木春光委員 と申しますのはね、ただいまの説明でおわかりできるわけなんですけれども、一つは、事業内容が要するに違うということのようですね。でありますけれども、一番被災があって、そして立ちおくれが、事業実施ですね、事業着工がおくれているというような被災者の声が大いいわけですよ、あるいは、もちろん仮設に入っている人たちの声ですけども。そういう中で、やっぱり早めていただきたいなというふうな思いがするわけですけども、その土地買収、事業着工に入る前に土地買収等々が一番心配されるわけなんですけれども、その辺はどのようなふうな進捗状況になっておりますか、その辺を聞きたいと思います。

それから、要するに同意のみなしの件ですけども、各集落あるいは被災地、被災者の合意形成がなされなかったということなんですけれども、その事業をいかに早く進めるためには、

合意形成というのは大切なことだと思うんですけども、その合意形成の中に一つはあると思うんだけど、合意形成の一つに、市街地の合意形成の中に高台に移転するんだという、つまり1、2、3の候補地に移転するんだという合意形成のアンケートで既に確定してあったんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。解釈の違いか、あるいは認識の違いかわからないことですがね。そういうことでありながら進まない理由、あるいは進めていくストーリー構築に手落ちがあったんじゃないかなというふうに思うんですよ。そういうことでなく、どれを、つまり70%なら70%を高台移転に同意、つまり合意をもらったという時点で、次に何をすべきかということを考えれば、この認可が下りるまでに相当、土地買収にしろ測量にしろ、はかどっていたんじゃないかなって思うんですけども、これから提示されたような候補地の土地交渉といったら、大きな支障が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。そうした場合に、こういうふうな形をつくって始めるんだということをお話しして資料にはつくられてあるんだけど、そういう心配はないでしょうかね、この辺を考え方をお願いします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 用地買収の状況ということでございますが、用地買収そのものを行う際は、当然、計画の図面がありまして、一旦は土地の方々にご承諾をいただいた上で測量に着手します。その測量に着手した後、当然のことながら詳細の面積というものを積み上げた上で、売買契約あるいは造成に入っていくということになりますので、用地を取得するまでにかなりの作業ボリュームがございますので、その辺はご理解いただきたいなというふうに思います。

合意形成のおくれと用地買収の部分というのは、セットで考える部分もございますけれども、あえて言わせていただければ、かけ離れた部分になります。高台に行くという方々が全ての方がその土地を持っているのであれば、それはそれでスムーズに行くでしょう。しかしながら、その方々と土地の所有者はまるっきり別のケースがほとんどでございます。そういった中でありますと、どうしても土地の承諾が得られない、あるいは単価次第だとか、そういったいろんな条件も出てきます。そういった中で、我慢もしながら適地という部分をつくり上げた上で計画というものをつくっていきますので、その部分が根っこになりますので、それぞれの地域によって差が出るのは仕方がないのかなというふうに思います。

ただ、今現在は、どちらかといいますと集団移転のほうにつきましては、比較的いい方向でおかげさまで来ておりますので、このまま早期着手に向けて一日でも早い造成に着手できるよう、当課としては作業を進めていくしかないと思っています。

もう一つ、ある程度その数値的なものをつかんでいたのもう少し早くなるのではないかということでございますけれども、これまで意向調査等もお示ししたときに議員にもご説明しておりますけれども、検討中という方が2割過ぎから実際は始まってございます。現在もいろんな電話あるいは個別相談で方向性について打ち合わせさせていただいておりますけれども、結構決めかねているという方がまだまだございます。まだ十数%ございます。そういった方々も含めて合意形成といいますと、結構各団地も含めて難しい状況ではあります。ただ、それだけを待っていただけませんので、聞いたそのニュアンスを含めて計画に計上して実際は作業を進めているというのが実情でございます。今後も計画戸数が当然変動もしますし、移転予定の世帯の状況も、いろんな制度あるいは自己資金そういったものも踏まえて意向が変わってくることも予想されます。今後も、大臣のみなし同意を得られたからといってすんなり行くとは思っていませんし、いろんな変更が出てくると思いますので、適時対処していきたいというふうに思っています。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 ご説明のとおりだと思います。そういうふうに今後も変更なされる可能性は十分あると思う。それは、土地買収に当たって必ずしも了とする人たちが、現在にあっても既に交渉に入らないうちからそういう声が聞こえてきておりますし、最近の新聞報道等によりますと、当町だけでなくそういうことが今、支障になっているということがうかがえるわけで、ぜひこれをやっぱり目標どおりに進めるためには、一日も早いそうした被災者住民の意に応えるようにやっぱり進めていただきたいなど、そんなふうにも思います。そうでないと人口流出だけが、「いつまでたってもはやっぱり決まんねえからや、おらは登米市さ行くんだ。家買うんだ」という人たちも決して少なくありませんから、そういうことを踏まえて頑張っていただきたいなと思います。

そして、この高台移転に土地を求められない人は、例えば高台移転候補地を入谷地域なら入谷地域に候補地として挙げるのも一つの手法かなというふうに思います。そして、ここへ住まない人で早く土地の欲しい人、つまり全く安心・安全な場所といったら入谷かなというような思いの人もあると思うので、入谷を高台移転の候補地にやっぱり私は推薦しておいていいかなと、私は入谷に住んでいるから言うんでなくて、今、入谷にたくさんの方がこう建ち並んでいるんです。それは、やっぱり志津川町に住みたいと思っても、なかなかその造成地がはかどらないから結局そこへ求めるので、候補地の一つにやっぱり考えておいていただきたいなというふうに思いますし、今現在行っている人も、高台に住むのと同じようなやっぱり補償も

考えておいていただきたいなど、そんなふうにも思います。この辺はいかがでしょう。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 候補地に入谷地区をとという部分については、現段階ではなかなかいいお話を申し上げるような状況ではないということでございます。

それと、個別に移転している方につきましては、いろんな町としても独自の制度、そういったものも入れながら支援をしておりますので、住宅ローン相当額については、防災集団移転事業と同等の制度にもなっておりますので、引き続きそういった支援をしていきたいというふうに思っています。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 例えば、ご提案している入谷地域は考えていないということがそもそも間違っているんですよ。間違っているということは、今土地買収にかかわって、もしこの予定目標どおりにいかなかったらどうするかというときには、こういう団地もありますよ、しかも安心・安全、入谷までは絶対津波が来ねえんだというところ、そういうところを候補地に挙げておくというのも、これはやっぱり必要だと思いますよ。これから造成、3年、いや5年かかるかもしれないというときに、どうしてそれが即、被災住民の要望することに、一日でも早くあるいは1カ月でも早く近づけることができるかというときに、やっぱり必要不可欠なことだと、私はこういうふうに思います。防災住宅が一番先に入谷に建てられることを見ていただいたのは、やはりそういう観点から候補地として、あるいは認可をしていただいたんだと私は思っておりますから、そういう災害復興住宅にしる公営住宅にしるやっていただきたいなど。と申しますのは、私は県議団が来たときに何を申したかと言いますと、「農振地域をいち早く解けるような方策を考えてください」と、この件については、もっと詳しく言おうとしたんだが、議長は「ごく短く言ってけろ、鈴木議員はなげえから」と、こういうようなことで、議事進行上注意はされたけれども、そういうおかげさんで、1年かかる農振地域が、特例だろと思いますけれども、3カ月で建てられるような除外されるような農地法の改正も特例で出たということで、今、事が進んでいるので入谷さ多くの住宅申し込みが出ているということから、ぜひその候補地として入谷地域を考えておいていただきたいなど、推薦しておきたいと思います。入谷地域を推薦しておきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 質疑の途中でありますけれども、ここで昼休みのための休憩としたいと思います。

なお、午後1時より現地調査へと出発しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その際、陳情にかかわります防災対策庁舎もあわせて調査したいと思いますので、よろしく  
お願いしたいと思います。

なお、帰り次第、質疑を続行いたします。

午前 11時45分 休憩

---

午後 3時00分 再開

○委員長（西條栄福君） おそろいのごさいますので、午前中に引き続きまして再開を  
したいと思います。

総務課長が退席しております。

なお、ただいまの現地調査、暑い中大変ご苦労さまでございました。

それでは、午前中に引き続きまして、「防災集団移転促進事業について」と「高台移転地  
における産業廃棄物について」の質疑を続けたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 防集については、今現地でいろいろ説明を受けましたので、私なりにわかり  
ました。

問題なのは、町民の方たちが果たして本当にどこに住むんだらうとか、いろいろ心配して  
いるところがあります。そういうこう、今私も現地を見て本当に初めてわかりましたので、そ  
ういう点で、町民の方たちに知らせる方法というんですか、今後決定した場合にあると思うん  
ですが、そういう考え方は今どのように計画してますでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今のところ具体の計画はございませんけれども、ようやく  
9月の頭に志津川地区のまちづくり協議会も立ち上がりましたし、いろんな専門部会が出てく  
る中で、そういった企画もいいんじゃないかということで促していきたいなというふうに思い  
ます。

○委員長（西條栄福君） よろしいですか。（「はい」に声あり）ほかにございませんか。

千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 戸倉地区の瓦れき跡地を見てきました。清水建設そして課長のほうから説明を  
受けたんですが、清水建設の方も土取り場ということで、2カ所から掘ったら出てきたと、そ  
して私たちが現地調査の中で、この下にもあるかもしれないというような形の話もしていまし  
た。そうすると、瓦れきの沢地に埋まっている場所、それをずっと調査していったら、本当に

戸倉、あの地区の高台移転が本当に順調に進むのかなと、すごく心配していますけれども、ただ課長は、とりあえず調査と高台移転のほうは一緒にやっていくというような方向を言っていましたので、どちらが本当にいくのか、順調にいくのか、それとも時間を要するのか、その辺一つ。

あと志津川市街地の場所を見てきました。そして、戸建て住宅と災害公営住宅、この人数が一番最初の当初よりもどんどん散らばってきたなというような感じがするんです。そして、中央区においては、この復興に向かうこの姿がすごくきれいで落ち着いているので、ここに流れていっている人たちが結構あるような気がするんです。今後まだ十何%ですか、20%から若干は移転の候補地としてまだ決定していない方がありますが、私はこの図面を見る限り、こう散らばっていくのかなと、そして、東山団地に関しては災害公営住宅、高齢者の方が主体のそうしたマンションとか、そういった鉄筋コンクリートのそういった地域になるのかなと私は感じていますが、その辺、課長、今後の動向としてなかなか難しいんでしょうけれども、この3地区についての動向ですね、どのような感じのふうに描いていますか、その2点をお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、まずその廃棄物の処理ですけれども、これは先ほど申し上げたとおり、県の最終的な判断を待たないとはっきり申し上げられない部分もありますけれども、少なくとも今現場を見ていただいたとおり、あそこに存在するであろう廃棄物についての調査については、町でも独自にやっていると。ただ、あと防集絡みでのその造成に係る部分については、当然、県の見解が出ない間はあの場所は手をつけられない状態ですので、その結論が出た後で、その造成については再度協議をするような形になるかと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今ご質問の部分の、その戸建てあるいは災害公営住宅、戸数も数字としてお示ししておりますが、これは当初12月の意向調査の数値をもとに計画を進めてきた経緯がございます。戸建ての関係につきましては5月に、あと災害公営住宅については7月に個別の調査を行っております。実際は、今掲げております数値とはかなりやはりかけ離れてきております。

特に特徴を申し上げますと、西地区につきましては、災害公営の住宅については100戸としておりますが、それよりちょっとふえる状況です。一方、戸建て住宅につきましては40ないし50といったような状況ですので、当初計画で174という見方をしておりますが、この辺は災害

公営住宅の敷地もちょっと狭く見ている部分もありますし、全体の面積の中でも調整したいなと思います。戸建ての傾向を見ますと、どちらかといいますと、この志津川東地区へのご要望が結構あるようでございます。今132となっておりますが、190ほど要望としては出ております。それと、災害公営につきましては454という数字の中で、約300ぐらいございます。あと、中央地区については、災害公営については大体同じくらい140そこそこ、それと戸建てにつきましては140戸ほどということで、若干余裕が出てきているようでもございます。

ただまだ、議員もお話のとおり、まだ決めかねているという方もございますので、もう少しこの把握については、個別の意向調査も含めて、確認も含めてもう少し調整をさせていただいた上で、全体のフレームというものを確定していきたいというふうを考えております。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 課長が今話していたとおり、今本当にもう決めなきゃいけないというふうな形になかなか悩んでいる人たちももう決め始まってきています。私の地区でも、決めかねていた人が、どういうわけだか中央区にというような形の話も聞きます。やっぱり中央区の立地とか全て考えた面で、この辺これから逆にふえていくのかなというような感じの、そして、ここが意外と全ての面の中心的な、やっぱりバス、志津川駅のターミナルとか、あとこういった交通の中心が逆にここになるから、この地点で逆に商業とか何かをしていきたいというような関係の人も出てくるのかなと。その商店主に、こう住民が家を建てたいというような感じで寄ってくるのかなというような気がします。そういったこれからの方向性から、ここのFWというのはこの土地の高さ、海面からの土地の高さだと思うんですけども、その一番下のほうで27.6メートルというような形があります。その場合に、この中央区の今の地盤からどれぐらいのかさ上げがあるのか、必要なのか、その辺と、あとこのところに今、中小基盤機構の中で1軒企業が建てていますが、その辺との兼ね合いも、今後高台の造成とか、あと進んで、そのとった土を持っていく場所とかそういった面の活動があると思うんですけども、そういった形の中で、そういった建物がやっぱり町の方向性では撤去してもらおうというふうなことも言っていました。そういった対象にこの地区のあそこの建物とかはなるのか、その辺、お聞きしたいと思います。その2点ですね、お願いします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 中央地区のフォーメーションレベル27から35という数字がございまして、ここは住宅地でございますので、基本的には切り土の高さでございます。切り土としてこの高さになっていくということでございます。

議員が懸念していますその新井田付近の仮設の工場については、そもそもあの辺、地盤高で七、八メートルございまして、あの区画整理の高さ上もここはその高さ程度、整地程度の高さを設定しておりますので、問題は、つけかえになります国道45号、その辺の高さが一番そことその工場が当たってくる部分、もしあればですね、いろんな面で配慮しなければならない部分はあろうかと思えます。産業誘致ゾーンというのも、それほど土を持っていくという部分でもございませぬ。そういったところに一旦仮設のまま移動していただくというのがありますし、最悪の場合は作業スケジュールをその工場の本復旧と合わせて、その点の部分をちょっとずらすとか、そういったことも考慮しなければならないのかなと思えます。今後の工事全体の進め方という部分はまだ決まっていますので、今後普通の方角性を見ながら、そういった既設の建物等には配慮していきたいなというふうに思えます。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今、課長とともに現地を見てきたんですが、やっぱり現地を見ると、その状況がやっぱり一目でわかる。そして、課長たちの説明を聞けば、ああなるほどと、しかしながら、まだ何も手がつかってない部分なので、今、切り土だと、この中央区は、その辺もなかなかやっぱり見えない部分でしたので、多くがこの部分は切り土だということを、あの辺は、そうすると海拔そんなにないんだよね、やっぱり今後その今の事業所も何とかその方向性の中で移ってもらったりとか、何かその事業所がマイナスにならないような行政のそういった取り組みをぜひお願いしたいと思えます。

あと、やっぱりいつも言うように、早期高台移転ということをやったり住民が一番考えていると思うんです。今だと、この志津川地区、都市計画が2カ所と、あと防集が1カ所ということで、このやっぱり進め方が平成26年の中旬ということで、平成26年の9月だと思うんです。そして、防集のほうも大体平均してそれぐらいまでに造成するというような形でもって進んでいるとは思いますが、やっぱりどこか最初にこういった形ということで、例えば東区だったら東区、中央区だったら中央区を優先的にこうやっていく必要性が私はあると思えます。そういった中でもって、住民たちがこういった方向でまちづくりがされるということのそういったモデル的なものを見ると、基本的には「ああやっぱり南三陸町に帰ってこよう」というふうな気持ちになると思うんです。できれば、行政へのお願いですけれども、高台移転、何カ所かモデル地区をつくって、その辺の造成を早目にして、こういった町のビジョンだということを見せるような形の方角で、できれば今後高台移転を含めてやっていってほしいと思えます。終わります。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まさしくちょっとうちのほうの課題がそういうところでございます。いずれ目で見える形で住民の方々にお示しするというのが、一番の良薬だと思っています。うちのほうも体制もこの9月にもまた5名ほど人数もふえますので、それが大きな課題だというふうに思っていますし、私どもに課せられた課題であるということで、早く進められるところを早く進めるという意気込みでおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 防集を今提案されているので、公営住宅については後回しにします。その他もありますけれども、その防集、地権者とこれからいろいろと相談、話し合いが進められていくのだと思いますが、今測量終わって進めている中で、値段の折り合いがつかなくて話が頓挫したというようなところがあるのかどうかですね、値段の折り合いがつかなくてですね。以前、私はこの件についてもお話ししておったんです。その価格の基準となるものが出ているんだけど、幾らぐらい上乘せして交渉できるのだと、あくまでも基準は基準だというお話なんです。それによって、基準で話をしているその話がだめになったというような箇所は出てきていないのか。あるいは、今後出た場合にはどうするのかというような質問です。

次には、現地に行きまして産廃を見ましたね。大変なことです。一般質問等でも何度もお話をしていますのでね、問題は、その町独自の調査をして、そして安全宣言をして、そして高台という方向性に行かないとね、なかなか住民の方々は安心してその事業に進んでいけないんじゃないかなという感じをいたしているんです。この不安を抱きながらこの事業を進められていくということは、私は議員としても非常に納得がいかないわけなんです。その安全宣言はいつ誰が出して、どのような調査を終わった段階でやるのかね。町独自の調査、現地でもお話ししましたように沢、結構あるんですよ。今、業者さんも下のほうにも沢があると、そこもやっぱり見なきゃならないんじゃないかなという感じがいたしておりますね。

こう言いますと、一般質問の中で、町長は、昔は草木沢とか、あとはその他も地名を出してね、捨てられた時期があると、それはわかっているんです。で、そういうところも検査しているんだと。それはわかっているんです。ただ、この間一般質問で出された草木沢とかそのほかのところに、高台移転の用地として今造成をしているところはないんですよ。この戸倉地区の造成をするところに、今、高台移転を計画しているところから産廃が出てきたから

問題だということですから、何も当時捨てたのがいいとか悪いとか私は言っているんじゃないんです。その時代時代で法律も変わりましたから、別に投げてもいい、捨ててもいい、投棄してもいい時代もあったわけですから、それはそれでいいんです。誰もそれを悪いとは言っていないんですよ。住民がそこで生活をする上で100%安全だという確定的なものがない限り、進めることはどうなのかなということを言っているんであってね。それを調査するには、やはり県警あるいは県の調査が済まないと、その結果を待たないとどうのこうのという話を何度も聞いてわかっていますが、その後、町の独自の調査をどこまでどの程度やるのか。それを聞かせていただきたいというふうに思うんです。安全宣言ね、大丈夫ですよというところはいつになるのか、その辺が心配なので、お聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目の用地交渉、土地の買収価格ということでございますけれども、今のところ買収価格の想定額としてご提示をして、価格が安いという断られ方をしたところは確かにございます。ただ、価格というよりは、どちらかという自分の土地を、貴重な土地なものですからこれ以上減らしたくないという思いの中で、逆に断るための理由の一つとして、どうもそういった部分でお話をされたところは確かにございます。そこを条件を、お金を仮につり上げてでも取得できるのかということ、そもそも土地そのものを減らしたくないという方ですので、そういったこともお話しはしませんでした。いずれ今後も同様のケースが出てくるかと思いますが、価格については、当然周囲とのバランスもございまして、一定の基準のもとに算出した価格でまずは臨むと、もしそこがだめであれば、もう一度地域と相談して新たな場所を選定するとか、そういったほうが早いのであればそちらのほうを選択しつつ、地域と相談をしていきたいというふうには思います。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） まず、産業廃棄物、これは当然安全性についての調査、これは急がなくてないということで、町独自の調査を今予定しておりまして、今、実際業者のほうに見積もりの請求をしている段階でございます。前にお話ししたとおり、今月中には遅くとも契約をした中で調査に着手をして、ただ、全ての調査項目が判明するには約2カ月ぐらい要するというところでございます。それは、その調査については急ぐつもりでありますし、また、今後もそういった周辺の環境の影響については、定期的に検査のほうも続けていきたいと考えております。

また、その各沢の調査でございますが、これにつきましては、今現在、実際あそこに工事

に入りまして、その場所から発見された廃棄物、それについて今調査を行っておりますので、もしほかの沢で明らかに盛り土した場所であるとかそういった場所が判明すれば、当然その辺も環境調査的な部分は考えなくてないのかもしれないかもしれませんが、今のところそのほかの沢については、そういった情報と入っておりますので、盛り土とかそういった場所は今のところこちらでは把握してございませんので、今現在は、きょう見ていただいた現場の調査をとにかく急ぐということで、そのほかの自然の沢については今のところ調査をする予定はございません。

○委員長（西條栄福君） もう一度質問をお願いします。三浦清人委員。

○三浦清人委員 話はわかるように、字は読めるようにという言葉があるんだけど、古いぼれはわからないんだか何だかわかりませんが、私が言っているのは、ほかの土盛りされた沢地、谷地も調査を町独自としてしなくてはならないんでないのかという質問なんです。すると、それはやらないということですね、ほかの盛り土になっているところは。やると言うの、町独自の調査。何か最初の話は、独自の調査を町が業者に依頼して2カ月ぐらい結果がかかるといような話だけれども、それは何、土盛りを中に何が入っているか調べることはしないということですか。その辺はっば何だか、最初2カ月かかると言ったんだけどね、そこをよく話してください、やるんだかやらないんだか。あの山の沢地、谷地を、あるいは盛り土になっているようなところを調べて、それを全部調べた上で高台も進めたほうがいいというのが私のお話なんですから、そのところをちょっと。私の質問が悪いですかね。それを言っているんですよ、私。だって、調査するって、その町が業者に依頼するんでしょう、それが2カ月かかるといのは、県が調査しているのも2カ月かかるといことですか、そうじゃないんだね。町がやっている分の調査が2カ月かかるといこと。その調査の内容だ。調査の内容だね。

それから、この今出ている産廃あるいはこれから出るだろうという産廃の処理なんだけれども、戸倉地区で震災による二次処理場、今ありますよね。あそこで処理はできないんでしょうかね。できないのですか。あそこ近いし、できれば、ただでやってもらえるといいんじゃないですか。ほら。できないことになっているのですか。それは持っていかなきゃいけないんだね。できたらね、できるんであれば近いし、あそこだとただでやってもらえるすべ、処理ね。産廃と語るとまずいから、震災瓦れきということで持っていってもらって、そこでただで処理するようやり方すれば一石二鳥かなという感じがするんですけどもね。その処理費もかからないし。それはできないことになっているんですね、法的には。ばれる

とまずいんだよね。そうですか。それを今確認したかったんです。

肝心の防集、多分ね、金が低いから売りませんと個々で思っても、それは言いづらくて先祖伝来の土地だから減らしたくないという言葉になるかと思うんですよ。全てがそうだとはいいませんけれども、断る際の口実としてそういうことも出てくるだろう。ですから、一応基準はこれくらいだけでも、もう1割2割、わかりませんよ、それはね、その話の内容によっては何割になるか、ぐらいを足すからどうですかという再度の交渉ですか、お願いといえますか、それも必要じゃないかなということなんです。ほんで、決めた価格、こちらが提示した価格をのまなければ、はい、よそに行きますよと、そのよその土地があればいいですよ。その次の第二段階の土地でも同じことになると、今度は第三段階、第四段階と、こうなっちゃう。すると、お金の問題じゃなく時間ばかり経過してしまうということなんです。復興がおくれるということ。どうなんです、この震災交付金の中で、土地の買収価格も出てくるんですけれども、あくまでもその基準となる額しか来ないんですかね。その上乗せの要求をして来るとかというのは、あるいは一時金を町が立てかえておいて、後で交付税として来るといふような、これも制度ですからね、そういった手法ができるのかできないのか。一応は基準という価格を出してね、後で上乗せするといふようなやり方というか、そういうふうなできるのかできないのか、法的にといいますかこの復興交付金の関係で。要するに、早く集団移転させるためには何たって地主さんの了解、これが一番ですから。中にね、長年ずっと固定資産ばかり払ってきて、「高い固定資産税を払って、買ってもらうだけ、今まで払った固定資産税分にもならない」なんて語ってね。「ほんで、とにかく受け入れられない」といふような方もいるようです。その辺もよく考えてやらないとね、この事業はなかなか進まないかと思えますよ。

それから、後の方もおるようですから、これぐらいに、まずしておきます。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 産廃の町独自の調査でございますが、まず、環境影響に与える調査ということで、土壌のサンプリング、それから水質検査を今予定しております。といいますのは、あそこのきょう見ていただいた現場から下のほうの沢水を採取するか、あとは一部土壌を、その成分の中に含まれる有害物質についての調査を行うと、その各項目の結果が出るのが約2カ月ぐらいかかるということです。

あそこの産廃自体をまず処分するかどうかという問題につきましては、今後県の判断、最終的な結論を待たないと今ここでははっきり申し上げられませんけれども、そういった環境

影響調査及び県の最終的な判断に基づいて、前に適正な対応をしてお話し申し上げましたが、処理処分をする必要があるのかないのかも含めて今後の判断を待っているということでございます。ただ、少なくとも環境に及ぼす影響については事前に調査が可能でございますので、今それにつきましては町のほうで先行して調査を行う準備をしていると、そういうことでございます。

また、あと各沢の盛り土と申しますか、廃棄物が埋まっている部分、明らかに盛り土がしてあって、この部分には廃棄物が埋まっているであろうという部分については、宮城県も宮城県警のほうでも確認をされていておりますので、その埋まっている範囲から廃棄物の数量についても推計するわけございまして、それが一つの判断材料になると。先ほど私が申し上げたのは、そのほかのあの一帯の山林の中で沢が何本かあるはずですけども、その沢が盛り土等の痕跡がなく自然のものであれば、そこについては調査に入る予定は今考えていないということを申し上げました。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 買収における価格の若干の上乗せということですが、基本的に当事業の場合、全て復興交付金であるということで、最終的には不動産鑑定の結果あるいはその買収に至った価格の決定の根拠、そういったものを求められますので、気持ちとして、ここがどうしてもあれば早く進む場所があったとしても、価格の中で上乗せしてやれるという環境ではないという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 町が打ち出した価格で快く引き受けていただいてね、提供していただくことを望むほしかないです、今の段階ではね。それには課長としても大変なご苦勞もあるかと思えますけれども、とにかく気持ちよく協力いただけるようなやり方と申しますか、手法でやっていただきたいというふうに思います。

後で何だかんだ語られるのも嫌でしょうから、我々も言われるんですよ、役場の職員だけじゃなくね、そういうことなんです。

それから、その完全にその沢地、谷地に盛り土をしたところは確認をしていると、調査でね。そこは土壌とか、あるいは水質検査をすると。それから、その入っているだろうというところの産廃については、それはどうするかというのは、まだこれは県が決めるということですか。そうですか。そこはもしかするとそのままやる可能性もあるということですね、もしかすると取り除かないでね。

そこでね、水と土壌を調査してどれほどのものが判断できるのでしょうか。何ていいですかね、人がそのそばで生活して問題ないというようなことになるのかどうか。例えば、中に何が入っているかわからないわけですよ。20年後、50年後に出てくる可能性のものだってあるわけですよ、時がたってですね。きょうが出なくても、あした。いろんな地震が今頻繁に起きていますよね、地震、それによって何か容器に入ったものが壊れて流れ出して、人体に及ぼす影響のものがあつたとするならば、そのときに土壌調査あるいは水質調査をしたって遅いということなんです。何が出てくるかわからないからね。私は、それを言っているんです。コンクリートブロックとか、アスファルト片だけであれば、これは問題ないと思いますよ。ただ、人体に及ぼす影響のものがいつ流れ出して、どういうものが入っているかわかりませんからね、それを心配しているんですよ。高台移転で住みついた後にそういうものが出てきて、そこには住めなくなったというようなことにならないかということなんです。もうそれを心配しているんですよ。草木沢にも昔は投げた、そっちにも投げた、隣接の人には云々と、しょっちゅう検査もしているからとなっているんですけども、ただそれは、今人が住んでいるところから距離があるんです。今は、そこに高台移転として住みつくわけですから、人間がね。それを、まず懸念というか心配をしているんですよ。だから、水とか土壌調査をきょう調査した、あした調査したからって、心配ないからと言って大丈夫なのかということ。その安全宣言といいますかね。それだけで安全宣言できますかということ。やはり全部掘削をして、中に入っているものを全部取り除かないと、100%の安心できないんじゃないかということを行っているんですよ、それなんです。大丈夫ですか。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 今予定しております環境調査につきましては、一応環境省のガイドラインに基づいた中で、その基準をクリアすれば直接的な生活環境には影響ないだろうと、少なくともその調査時点ではそのような判断が下せる内容だと、そのつもりで行いますけれども、その今後何十年先、そこははっきり申し上げて補償はできません。

ただ、今私のほうで申し上げますのは、県のほうでこの廃棄物は処分すべきか、あるいは安定品目でそのままの状態でも置くのか、それに基づいてうちのほうでも環境の影響調査はしかるべき基準を満たした形で実施を行うと。そこでの安全性については、それでどのような結果になるかまだわかりませんが、そこで判断は、まず現時点では可能になるかと、そのようには思っております。

ただ、実際廃棄物があの場所にあるのは事実でございますので、その廃棄物を今後その県

の結論あるいはこの町の調査の結果に基づいて、あの場所をどのようにこれから活用していくのか、それにつきましては、また別途判断が必要になるかと思っておりますので、それにつきましては、今後関係課のほうとの協議なり、そういう形で進めていくしかないと思っております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 今回の昨年の津波が来てしまって、想定外だったと。防災避難基準とかいろいろ、防災マニュアルもつくっておった。来てしまって、結果を見て、想定外だったということになっているわけだ、日本全国が。今の環境省の安全ガイドラインですか、にそれでオーケーで、20年後あるいは30年後にそういう問題が起きた際に、そのときも想定外だった、あるいは当時の基準はこうだったからと言って済めばいいんです、事が起きたときに。私はそれを言っているんです。であるから、県は県として、県警は県警として、その立場立場でやられているわけですから、その県の職員の方々が担当の方々がその戸倉地区だ高台で来るならいいですよ、全員の方々が。来ないんですよ。今の住民の方々がつくるんでしょう。命にかかわることなんです。それだから、口を酸っぱくして言っているんですよ。それだけなんです。何も難しいことじゃない。

だから、町独自で、県は県のしておいても、町は水とか土壌をちょこちょこっと検査するだけじゃなくて、全部取り除いて安全だという宣言をした上でないと、なかなか進むことは難しいんじゃないかと。当時の法律だから仕方ないんだということで済まされるかなということですよ。その事故が起きるまでここにいる方々がこの世にいるかいらないか、これはわかりませんよ。しかしながら、検査が終わった翌日になるかもしれない。これはわからないんですから、何が入っているか。そこを言っているんです。そこが心配だから言っているんです。だから、補償はできないというふうなことになる、補償のできないところに住民の方々をそこに住まわせていいのかと、それでも住みたいと言うのであれば、町としては補償しませんよということを話して納得した上でないと、これは後で補償問題が町に降りかかってきたら、大変なことになると思いますよ。そこを言っているんですよ。命にかかわることですから、大丈夫だとか心配ないとかって誰が言えますか。誰も言えないと思いますよ。そこなんです。だから、幾らかはそこを掘削して取り除くぐらいは、多少費用はかかるかと思うんですが、命よりは安いものですから、後で補償問題よりもはるかに安いものだから、やるべきだと私は思いますよ、いかがですか。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 先ほどから申し上げておりますが、今現在行っております調

査、それから、これからやろうとしている調査、検査については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それから土壤汚染対策法、これらに基づきまして環境対策の分野で今、県の廃棄物対策課と連携しながら進めている調査でございます。その法律、それから基準に基づいて行って、その結果出た結論、県のほうで出す結論、それから町での調査に基づいて出す結論、それはそれとして、当然この法律に基づいた結果として、町としてはそれで県の決定も受けとめ、それでそれに見合った対応をしていくということでございます。

また、その後、要するに防災高台移転の予定地として造成を行っていくかどうかというのは、また、その次の段階で考えることとなりますので、今現在やっている調査は、これは法律に基づいてやっておりますので、このまま結論が出るまで続けていくというふうに考えております。

また、その結果に基づきまして、またその後にその高台移転に関連した部分については、再度協議をしながら考えていきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 復興事業推進課長にちょっと伺いますが、これは3ページですね、ここに道路も図面に載っているんですが、道路はこのとおりということで捉えてよろしいんですか。この市街地の道路。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） どの道路だか、ちょっとよくわからないんですが、いずれ398号、国道45号につきましては今の形で、県道志津川登米線もですが、都市計画決定を受けておりますので、こういった方向で進める予定でございます。ただ、それに接続します街区といますか町道については、いわゆるこれからの検討の状況でございます。

ただ、東地区、中央地区、西地区を結びます高台の避難道路、連絡道路、そういったものについては、町の部分でございますけれども、多少の補正はかかるかもしれませんが、方向性は、3団地を結ぶ道路ということでの位置づけは現在も今後もですが、こういう方向で行きたいというふうに思っています。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 国道45号線の石巻方面からの取りつけで、当然今までいろんな国道そのものは、398と45号なんですけれども、取りつけといますか道路がこう張りめぐらされておるので、そのようにできるのかなという感じはいたしておりました。余り気をつけなかったんですが、特に、この登米線との、これはどの辺ですかね、旧警察署前の道路と駅前の方に行つて

いた道路ですか、その辺は絶対必要だと思いますので、いわゆる小森インターへのアクセスにもなりますので、その辺はぜひ欲しいものだろうと思いますし、もう1本ですね、この水産業ゾーンへの旧松原海岸線ですね、あの道路も水産業者にとっては絶対必要な道路だと思うんですけども、そうなりますと、この図面ですと、橋は別にかかることになるのかなという感じがするんですけども。いや、現在はいろんな工事業者なんかも来ていますけれども、この十日町の交差点だけが非常に混雑しているものですから、やはり現在でもあの松原道路があればという感じがずっとしておったものですから、その辺、今後どのようにになりますか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 橋梁部分については、ちょっと後で担当課の課長のほうから多分答えられると思うんですが、いずれ、まだ震災復興祈念公園の中につきましては、これからの土地の利用計画といいますか基本計画をつくっていきます。そういった中でどういう道路配置が望ましいのか、検討はさせていただきたいなというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在、今回の災害で被災した橋梁につきましては、全て国のほうの査定を受けております。査定内容につきましては、そのバック堤の影響を受けますので、その辺も考慮した形で査定を受けています。ただ、今この図面を見たとおりに、その道路計画がまだはっきりしていない部分がございますので、当然道路計画がはっきりした時点で、その橋梁について復旧をするかしないかは決めていきたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 多分、今私が申した道路だけは絶対今後必要になる重要な道路だと思いますので、その辺は十分意識して整備のほうといいますか、計画を立てていただきたいと思いません。終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、「防災集団移転促進事業について」「高台移転地における産業廃棄物について」の質疑を終わります。

次に、その他として確認したいことがあれば伺ってください。

三浦清人委員。

○三浦清人委員 この震災特別委員会でありますから、この震災にかかわること全てになるかと思いません。ちょっと確認といいますか、聞いておきたいんですが、先般、志津川地区のまちづくり協議会というのが発足になったということで報告を受けています、志津川地区のまちづく

り協議会。設立総会というんですか、町民の方々がお集まりになって役員を選出ということになったときに、何か役場のほうの腹案はないですかというお話をしたところ、すぐに名簿を読み上げたので、その方々が役員になったということを聞かされてね。これは旧態依然の志津川のやり方かなというふうに感じ取ったんですが、それは、町のほうとその段取りはしておったんですか。町のほうで、そういった役員とか何かをこういう方々にしましょうということで。それが一つですね。

それから、一般質問等で震災に遭われた志津川病院の再建についての一般質問、いろんな方々がなされて、その中で、同僚議員のその公立志津川病院という名称について質問がありまして、町長の話ですと、合併時において、東北大学の先生から、どうしようと相談したら、志津川という地名を入れたほうがわかりやすいということで残したというようなお話がありました。この合併以前は志津川歌津公立病院という、総合つきましたかね、ということですと一部事務組合という形で運営をしておったわけです。合併時において公立志津川病院。

で、その東北大学が志津川歌津公立病院に対してのイメージというものはどうだったのかなと、いいイメージであったのか、それとも、そうではないイメージであったのか、どのように町長は判断をしておりますか。私は余りいいイメージに、大学からですよ、受けとめていられなかったんじゃないかなという感じをいたしておるんです。だから、何か後輩の先生方にも忘れないようにということで、志津川という名前を残したのかなという感じもするんですが、できれば、やはり今回新しい病院になりますから、公立南三陸病院ですか、というような名称にぜひ変えていただきたいというふうに思うんですが、その辺の考え、いかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まちづくり協議会をつくる上で、5月30日に行政が主導になりまして準備委員会というものを住民の各層から選んで、お願いをして、まちづくり協議会そのものの設立に向けてお知恵を拝借したいということでやってきておりました。

ちょっと今、人数、手元に資料なくて申しわけないんですが、12名ほどだったかと思えます。その準備委員会、町からお願いした人数なんですが、その中で6回ほど準備委員会を重ねる中で、協議会の持ち方という部分だけで、あと協議会運営は地域の方々でということですので、その役員のあり方についても、まずその準備委員会の方々にお願いをして、どういった方がふさわしいかという部分でお決めにさせていただいたと、ただ、全体の役員数のたしか14名か15名だったと思うんですが、二、三名ほど当然その総会で選ぶということになっていますので、自薦あるいは他薦も含めて余裕枠を持った中で、事務局案という中で提示をさせていただ

いたという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ公立志津川総合病院という名称でしたので、大学の先生方がなれ親しんでいるということがございましたので、そのままと。この問題につきましては、合併協議会でもこの話が委員の皆さんから何も出なかったというふうに記憶してございますので、直す部分については、先ほど千葉議員のお話も質問しておりましたように、新しい病院できる際に、どの辺にどうするかということについては検討するのはやぶさかでないというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 その病院の名称ですけれども、病院の建設の策定委員会の方々の中でも、名称についてはお話し合いがされるんじゃないかなというふうに思います、策定委員会の中で。名前は無いんですか。名前は町が独自で、その策定委員会関係なく決めることができるのであれば、ぜひそういうふうにしていったほうがよいというふうに思います。

なぜかという話になりますと、ちょっといろいろと問題も起きてきますのでこれぐらいにしたいと思いますが、ぜひ町で変えることができるのであれば、そうしていただきたいと思いません。終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任をいただきたいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。大変ご苦労さまでございました。

午後 3時55分 閉会